熊本県土木部建築住宅局建築課
令和２年（２０２０年）７月１０日

令和２年７月豪雨に伴う
建築基準法第８５条第１項　応急仮設建築物の取扱いについて

令和２年７月豪雨に伴い、応急仮設建築物に対する制限緩和を行う区域を指定しました。この区域内で一定条件のもとで応急的な仮設建築物を建築する際は、建築基準法に定める基準や確認申請等の手続きは適用しません。（建築基準法第８５条第１項及び同法８７条の３第１項）

ただし、防火地域内に建築する場合を除きます。

１　指定区域

熊本県全域（熊本市を除く。）

２　対象建築物等

①災害により破損した建築物の応急の修繕
②国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの（仮設住宅等）
③被災者（企業等を含む）が自ら使用するために建築するもので延べ面積が３０平方メートル以内のもの

３　工事着手時期

災害発生日から１ヶ月以内に工事着手するもの

４　存続期間

建築工事を完了した後、３ヶ月を超えて対象建築物を存続しようとする場合は、特定行政庁から建築基準法第８５条３項による許可を受けた後に、仮設建築物の存続期間を延長することができます。その際は、基礎や火気使用室の内装などについて、一定の安全対策が必要となりますので、個別に御相談ください。

５　注意事項

熊本市の取扱いについては、個別にお問い合わせください。

６　問い合わせ先

■熊本県土木部建築住宅局建築課		電話０９６－３３３－２５３４
■熊本県各広域本部	県央・景観建築課	電話０９６－３３３－２７９３
	県北・景観建築課	電話０９６８－２５－２７２９
	県南・景観建築課	電話０９６５－３３－３１１７
■熊本市都市建設局建築指導課		電話０９６－３２８－２５１３
■八代市建設部建築指導課		電話０９６５－３３－４７５０
■天草市建設部建築課		電話０９６９－３２－６７９７